

# 都市農地流動化促進奨励事業実施要綱

4産労農振第2972号  
令和5年3月29日

## 第1 目的

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行により、東京都内の生産緑地の貸借は増加傾向にあるが、生産緑地全体に占める割合は少ない。また、生産緑地の貸借は、使用貸借や短期間契約が大半を占め、新規就農者や規模拡大志向農家等の借り手の経営は不安定な状況にある。

このため都は、生産緑地の貸借を促進し、意欲ある農業者の経営安定及び発展を支援するため、一定期間以上の長期の賃貸借契約を行う農地所有者に対して都市農地流動化奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、都市農地の保全を推進していく。

## 第2 定義

この要綱における定義は、次の各号で定めるところによる。

- 1 農地とは、農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第2条第1項に定める農地をいう。
- 2 生産緑地とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項で定められた生産緑地地区の区域内の土地をいう。

## 第3 事業実施主体

一般社団法人東京都農業会議（以下「農業会議」という。）とする。

## 第4 事業の内容

- 1 本事業の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 奨励金交付事業
  - (2) 推進事業
- 2 前項の各事業の内容は別表1のとおりとする。

## 第5 事業実施地域

事業の実施地域は、東京都内の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）とする。

## 第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都は、区市、農業会議、区市農業委員会、東京都農業協同組合中央会、都内農業協同組合、公益財団法人東京都農林水産振興財団等関係機関と相互に連携し、都市農地の貸借を促進し、特定生産緑地の指定更新等につなげることで都市農地の保全を推進する。

## 第7 普及啓発

都は、農業会議と連携し、本事業に関する内容等の情報提供を行い、本事業の普及に努めるものとする。

## 第8 助成措置等

都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところ

により、農業会議を補助事業者として補助金を交付するものとする。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定めるところによるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

事業の内容

事業区分	内容
1 奨励金交付事業	生産緑地の貸借を促進し、意欲ある農業者等の経営安定及び発展を支援するため、10年以上の賃貸借契約を新規締結した農地所有者に対して奨励金を交付する事業
2 推進事業	1の事業を推進するために必要な事業